

# 業務指示書（小規模）

## ウガンダ国西部ウガンダ医療施設改善協力準備調査2

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年5月2日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 池田 俊一郎 Ikeda.Shunichiro@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年5月7日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：医療施設に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）（1）と（2）を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

（ ）（1）と（2）を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

（○）（1）と（2）を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### （1）業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### （○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は　名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、（4）要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### （2）業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下（3）に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### （3）評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ウガンダ 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

#### 第6 プロポーザルの提出手続き等

##### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年5月15日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

##### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

#### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

（ ）契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。  
（ ）第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

（ ）現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(UGS1 = 0.036 円 , US\$1 = 94.19 円 , EUR1 = 120.55 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/建築計画

### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

1.32 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年5月24日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

## (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の経験・能力
  - ②本件業務の実施方針
  - ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力
- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。
- ・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

## 第9 その他

### 1 貸与資料

機構が貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。また、プロポーザル提出時に必ず返却して下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

#### (3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規定」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

#### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じからオール紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1)要員計画の確定・変更

##### ●契約変更が必要な事項

ア. 契約時の総人月が増える場合

イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代

ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ●打合簿の作成が必要な事項

ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代

イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）

ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認

エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定

オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更

イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、間接費及び総人月を超えない範囲に限る。）

ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、間接費及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔旅費〕・〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕・〔直接人件費〕・〔間接費〕の費目間流用はできない。
- ・増額の必要が生じる場合は、以下の(3)の通り対応する。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費。間接費の増減に留意する。同じ業務従事者であっても、国内作業を現地作業へ振り替えることにより旅費が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔旅費〕・〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕・〔直接人件費〕・〔間接費〕の費目間の流用はできない。〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕に関しては、状況により費目間の流用は可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

※以下で打合簿によることとなっていても〔旅費〕・〔旅費以外の直接経費（一般業務費、機材購入費など）〕・〔直接人件費〕・〔間接費〕の増額が伴う場合には契約変更を行う。

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ウガンダ国西部ウガンダ医療施設改善協力準備調査2

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	7.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	3.00	
(5) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション（業務方針の的確性、現実性等）		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 （本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 業務主任/建築計画	(60.00)	(48.00)
イ 類似業務の経験	24.00	19.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	6.00	5.00
ハ 語学力	9.00	7.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	12.00	10.00
ホ その他学位、資格等	9.00	7.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション（専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等）		
2) 業務管理グループの管理体制（今回は評価の対象としません）	—	(12.00)
イ 業務管理体制（今回は評価の対象としません）	—	12.00
(2) 業務従事者の経験・能力	()	
1) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
2) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
	総合評点	[100.00]

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 要請の背景・経緯

ウガンダ国（以下、「ウ」国）では、乳児死亡率は出生 1000 対 78 (2006 年)、5 歳未満児死亡率は出生 1000 対 134 (2006 年)、妊産婦死亡率は出生 10 万対 435 (2006 年) と未だ高く、改善が必要とされている。また、地方に住む貧困層、とりわけ女性・子ども等の社会的弱者の医療サービスへのアクセスは未だ限定的であり、その現状を改善し、治療・予防可能な疾病を確実に治療・予防していくことが、保健セクターにおける喫緊の課題である。

「ウ」国政府は、1999 年に「国家保健政策 1999/09-2009/06」(National Health Policy: NHP) を策定し、その下で「保健セクター戦略計画」(Health Sector Strategic Plan: HSSP) を策定し、保健セクターの課題への対応を進めている。HSSP I (2000/01-2004/05) 及び HSSP II (2005/06-2009/10) のもと、医療費の無料化、医療施設の増設によるアクセス率の改善、コミュニティ・レベルから県レベルまでを対象としたサービス・デリバリーの強化等に取り組んだ結果、居住地から 5 km 以内に最寄り医療施設がある世帯の割合は、全人口の 49% (1999 年) から 72% (2009 年見込み) へ改善するなど、一定の成果が現れている。NHP II (2010/11-2019/20) 及び HSSP の後継となる「保健セクター戦略・投資計画」(Health Sector Strategic and Investment Plan: HSSIP, 2010/11-2014/15) においても、保健インフラの整備が引き続き重視されている。他方、「ウ」国政府は、1970 年代後半から 1980 年代初頭の内戦で荒廃した医療施設の改善、プライベートセクターを取り込んでの地域医療体制の強化、地方のリファラル体制の強化に尽力しているものの、施設・機材の改修・整備を必要としている医療施設の数は多く、十分な予算を配分するのは極めて難しい状況にある。

かかる状況において、特に、施設の老朽化が著しく、裨益効果が高い西部の地域中核病院の施設及び機材整備が緊急の課題となっており、西部ウガンダ地域のカバレ、ホイマ、フォートポータルの地域中核病院の整備につき、我が国に対して無償資金協力の要請が提出された。

#### 【本調査について】

本件は 2011 年に協力準備調査を実施済みであり、2012 年 10 月閣議を想定して概略事業費を積算したが閣議が後ろ倒しとなった。今般、2013 年 10 月閣議がほぼ確定である旨外務省より連絡があった。現地調査Ⅱから既に約 2 年が経過し、物価変動に伴う資機材単価上昇、建設予定サイト状況の変化、要請機材の内容変化、現地代理店の状況変化等が想定されるところ、再度協力準備調査を行い調査結果に基づき事業費再積算を行う。

### 2. プロジェクト概要

(1) 上位目標：地方における保健医療サービスへのアクセスと質が向上し、地域リファラルシステムが有効に機能し、地域住民の健康状態が改善される。

(2) プロジェクト目標：ウガンダ西部において、対象機関の医療インフラが整備され、保健医療サービスが改善される。

(3) 期待される成果：対象医療機関の施設と機材が整備される。

(4) プロジェクト内容

我が国への要請内容：

ア) 施設の建設

- ・ホイマ地域中核病院の施設建設（外来診療棟<1 階：受付、検査室、薬局、6 診療室等、2 階：5 診療室、歯科治療室等>、手術・産科病棟<1 階：2 手術室及び関連諸室、HDU、中央滅菌関連諸室、救急部門諸室、2 階：産科病棟 50 床>）
- ・カバレ地域中核病院の施設建設（外来・救急棟<1 階：受付、検査室、薬局、救急部門諸室等、2 階：7 診療室、歯科治療室等>、手術・産科病棟<1 階：3 手術室及び関連

諸室、HDF、中央滅菌関連諸室、2階：産科病棟（58床）、5分娩室、新生児室、他関連諸室>）

イ) 機材

カバレ、ホイマ、フォートポータルの各地域中核病院における機材の整備（外来処置・診断機材、救急処置機材、手術用機材等）

ウ) ソフトコンポーネント

調達機材のユーザートレーニング

(5) 対象地域（サイト）：カバレ県、ホイマ県、カバロレ県

(6) 関係官庁・機関

主管官庁：保健省（Ministry of Health）

実施機関：保健省診療サービス部保健インフラ課（Health Infrastructure Division, Department of Clinical Services）

(7) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

ア) 無償資金協力

- ・ 2002-2003年度：「ソロティ地域医療体制改善計画」
- ・ 2005-2006年度：「東部ウガンダ医療施設改善計画」
- ・ 2009年度-：「中央ウガンダ地域医療施設改善計画」
- ・ 2010年度-：「予防接種体制整備計画」

イ) 技術協力

- ・ 2006-2009年度：「医療機材保守・管理プロジェクト」
- ・ 2010年度-（予定）「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト」

2) 他ドナー等の援助活動

- ・ AfDB：「病院建設計画フェーズ1（2001-2005年）及びフェーズ2（2006-2010年）」
- ・ WB：「保健システム強化プロジェクト」（2010年-）

### 3. 調査目的

本調査は、既に提出済の協力準備調査報告書（ウガンダ国「西部ウガンダ医療施設改善計画準備調査報告書」）及び概略事業費（無償）積算内訳書の計画内容を基本とし、施設資材、利用機材の単価再確認、建設予定地の整理及び土地取得状況の再確認（ホイマ RRH、カバレ RRH）、要請機材の内容（種類、数量等）の変更必要性の確認、現地代理店の状況確認等を行い、現地調査結果に基づき事業費再積算を実施することを目的とする。

### 4. 調査範囲

本調査は、「ウ」国から要請のあった「西部ウガンダ医療施設改善計画」について、「3. 調査目的」を達成するため、「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査内容」にて現地調査及び再積算作業を実施し、「7. 報告書作成手続き等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 調査方針及び留意事項：

本調査は既に提出済の協力準備調査報告書（ウガンダ国「西部ウガンダ医療施設改善計画準備調査報告書」）および概略事業費（無償）積算内訳書の計画内容を基本とし、現地調査実施及び事業費を再積算することが主目的である。よって、計画内容の変更は原則的に行わない。

## 6. 調査内容

上記「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

### (1) 先方政府との協議・説明

協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等に係る先方政府説明資料に基づき、相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認

### (2) 資機材単価調査

施設資材、利用機材の単価再確認

### (3) サイト状況調査（ハイマ RRH、カバレ RRH）

建設予定地の整理、土地取得状況の再確認

### (4) 機材計画調査（ハイマ RRH、カバレ RRH、フォートポータル RRH）

要請機材の内容（種類、数量等）の変更必要性の確認、機材の運営・維持管理体制（人員、予算、技術レベル等）の再確認

### (5) 調達事情調査

資機材、消耗品等の調達先の確認、アフターサービスの体制（現地代理店の有無、技術レベル等）の変更の有無の確認

### (6) 先方負担事項の実施に係る提言（前回調査時と比べ、特記する事項があれば）

### (7) プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集

### (8) 概略事業費再積算作業

2013年10月閣議を想定し、現地調査の結果を踏まえて事業費を再積算

### (9) 調査報告書の作成

再積算結果を踏まえ、概略事業費積算内訳書2、準備調査報告書2、準備調査概要資料2を作成する。なお、準備調査報告書2、準備調査概要資料2は、「無償報告書ガイドライン」に従った内容とする。

## 7. 報告書作成手続き等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、(3)及び(4)を成果品とする。

### (1) 先方政府説明資料

：英文1部

：和文1部

### (2) 概略事業費積算内訳書2

：和文2部

### (3) 準備調査概要資料2

：和文1部及びCD-R1枚

（※完成予想図を含む。）

### (4) 準備調査報告書2

（※完成予想図を含む。）：和文（製本版）8部及びCD-R2枚

：英文（製本版）17部及びCD-R2枚

：和文（簡易製本版）3部及びCD-R1枚

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成する。

準備調査報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「無償報告書ガイドライン」に定める内容に従うものとする。

準備調査報告書（和文：簡易製本版）については、製本版にて概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っていることから、本調査完了後直ちに調査

内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として作成する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査実施スケジュール

2013年5月下旬より国内再積算作業を開始し、2013年8月下旬までに概略事業費積算内訳書2を、2013年9月上旬までに準備調査概要資料2を作成し、2013年10月上旬までに準備調査報告書2を作成・提出する。

項目	2013年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
事前準備	■					
現地調査/概略設計概要説明		■				
国内解析 概略事業費積算内訳書提出			■	■		
準備調査概要資料提出					▲	
報告書提出						▲

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途：

全体：4.46 M/M

##### （2）業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者構成がある場合、理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 業務主任/建築計画（3号）
- 2) 施工計画/積算
- 3) 機材計画/積算

#### 3. 閲覧資料及び配布資料

##### （1）閲覧資料

- ・協力準備調査報告書（ウガンダ国「西部ウガンダ医療施設改善計画準備調査報告書」）  
<http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000006481.html>
- ・概略事業費積算内訳書

##### （2）配布資料

- ・準備調査概要資料
- ・自然条件調査

#### 4. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れ

ると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以 上

